



雇用準備から職場への定着まで



障がい者雇用アドバイザー派遣

大分県では、障がい者雇用の相談に応じたり助言等を行う「障がい者雇用アドバイザー」を障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）に配置しています。

「障がい者を雇用したいが、どうすればよいかわからない」
「雇用している障がい者への接し方や作業指導の方法がわからない」
など、お気軽にご相談ください！

ご相談
アドバイザー派遣
無料



こんなお悩みはございませんか？

どんな業務を任せられるかわからない

雇用したいが、まず、何から始めたらいいかわからない

最近遅刻や、休みが増えて、どう接したらいいか困っている

業務内容の追加や勤務時間の延長を提案したい

まずは一度お話を聞かせてください！

障がい者雇用に関する内容なら何でもOK!
「まずはアドバイザーから説明を受けたい」だけでもご相談いただけます。



県内様々な関係機関と連携してサポート！



2回目以降も支援は全て無料！

●アドバイザー支援内容例●

業務の洗い出し

マッチング支援

私生活のサポート

勤務形態の提案

お問い合わせ

大分県 福祉保健部
障害者社会参加推進室

TEL:097-506-2815
Mail:a12370@pref.oita.lg.jp

障がい者雇用における各種制度について

● 障害者雇用率制度

すべての事業主は、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務付けられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

民間企業の法定雇用率 2.5%

注意

**法定雇用率が変わります！
令和8年7月～ 2.7%**

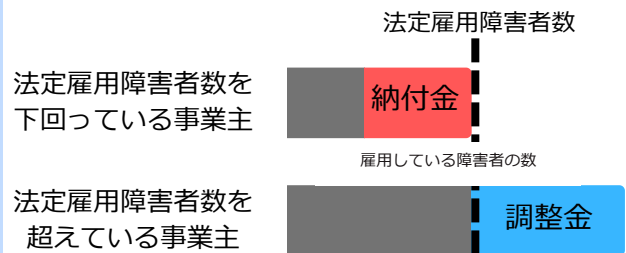
	30h以上	20~30h	10~20h
身体	1	0.5	-
身体重度	2	1	0.5
知的	1	0.5	-
知的重度	2	1	0.5
精神	1	1※	0.5

※本来は0.5だが、特例措置として当面の間は1

● 障害者雇用納付金制度

障がい者の雇用に関する事業主の社会連帯責任を果たしていただくため、法定雇用率を満たしていない事業主※から納付金を徴収する一方、障がい者を多く雇用している事業主に対して、調整金や報奨金、各種助成金を支給しています。

※常用雇用労働者数100名超の事業主



下回っている	不足1名あたり 5万円/月 の納付金が発生
超過している	超過1名あたり 2.9万円/月 の調整金が発生

● 障がい者雇入れ体験（職場実習）

最大10日間、雇用前に雇入れ体験を行うことで、双方の不安を解消！

- 実習受入れ企業には、実習委託料として**3,000円/日**をお支払いします。
- 実習生（障がい者）には、奨励金として**2,000円/日**をお支払いします。
- 労災保険は、県が負担をします。
- 実習から雇用、職場定着まで、障害者就業・生活支援センターによる一貫したサポートが受けられます。



● 各地域の障がい者雇用アドバイザー

配置先 (障害者・就業・ 支援センター)	センター所在地	担当エリア	TEL
たいよう	別府市大字内竈1393番2	別府市、杵築市、国東市、 姫島村、日出町	0977-66-0080
大分プラザ	大分市金池南1丁目9番5号	大分市、由布市	097-578-6211
じゃんぷ	佐伯市向島1-3-8	佐伯市、臼杵市、津久見市	0972-28-5570
つばさ	豊後大野市三重町秋葉241番地	竹田市、豊後大野市	0974-22-0313
はぎの	日田市淡窓1丁目53-5	日田市、九重町、玖珠町	0973-24-2451
すまいる	宇佐市大字四日市2482-1	中津市、豊後高田市、宇佐市	0978-32-1154

各種詳細については、各地域の障がい者雇用アドバイザーにお気軽にお問い合わせ下さい。